## 第 101 号 議 案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年11月26日

## 長崎県知事 大 石 賢 吾

## 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例(平成12年長崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前		
(市町村が処理する事務の範囲等)					(市町村が処理する事務の範囲等)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理				第	第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理		
	するこ	- ることとする。			することとする。		
	部局	事務	市町村		部局	事務	市町村
	略				略		
	土木部関係	1~19 略				1~19 略	
		20   宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律	諫早市		木部		
		第191号。以下この項において「法」という。)			関係		
		に基づく事務のうち次に掲げるもの(法第15条					
		第2項又は第34条第2項の規定により法第12条					
		第1項又は第30条第1項の許可を受けたものと					
		<u>みなされたものに限る。)</u>					
		ア 法第18条第1項の検査に関する事務					

- <u>イ</u> 法第18条第2項の規定による中間検査合格 証の交付に関する事務
- <u>ウ</u> 法第19条第1項の規定による報告の受理に 関する事務
- <u>工</u> 法第20条第2項から第4項までの規定によ る命令に関する事務
- <u>オ</u> 法第20条第5項(法第23条第3項において 準用する場合を含む。)の規定による措置の実 施及び公告に関する事務
- 力 法第20条第6項(法第23条第3項において 準用する場合を含む。)の規定による費用を負担させることに関する事務
- <u>キ</u> 法第22条第2項の規定による勧告に関する 事務
- ク 法第23条第1項及び第2項の規定による命 令に関する事務
- ケ 法第24条第1項の規定による立入検査に関 する事務
- <u>コ</u> 法第25条の報告の徴取に関する事務(アからケまでに掲げる事務に係るものに限る。)
- サ 法第37条第1項の検査に関する事務
- <u>シ 法第37条第2項の規定による中間検査合格</u> 証の交付に関する事務
- <u>ス</u> 法第38条第1項の規定による報告の受理に 関する事務
- セ 法第39条第2項から第4項までの規定によ

る命令に関する事務

- <u>ツ</u> 法第39条第5項(法第42条第3項において 準用する場合を含む。)の規定による措置の実 施及び公告に関する事務
- 夕 法第39条第6項(法第42条第3項において 準用する場合を含む。)の規定による費用を負担させることに関する事務
- <u>チ</u> <u>法第41条第2項の規定による勧告に関する</u> 事務
- <u>ツ</u> 法第42条第1項及び第2項の規定による命 令に関する事務
- <u>テ</u> 法第43条第1項の規定による立入検査に関 する事務
- <u>ト</u> 法第44条の報告の徴取に関する事務(サからテまでに掲げる事務に係るものに限る。)

附則

この条例は、令和7年5月23日から施行する。

## (提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。